

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の運用について

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「法」という。）の運用については、法、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（令和 4 年政令第 18 号。以下「施行令」という。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 39 号。以下「施行規則」という。）に規定するもののほか、この通知に定めるところによるものとする。

第 1 特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出及び変更届出に係る様式（法第 3 条関係）

特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出（法第 3 条第 1 項）及び変更（廃止を含む。）の届出（法第 3 条第 3 項）に係る様式は、それぞれ、別記様式 1 及び様式 2 のとおりとする。

第 2 特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出及び変更届出に係る農林水産大臣等への報告等に係る様式（施行令第 2 条第 3 項及び第 4 項関係）

1. 都道府県知事は、施行令第 2 条第 3 項により、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事務を行った場合であって、当該都道府県知事の通知を受けた地域届出採捕者の特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る主たる事務所又は工場、店舗、事業所若しくは倉庫が当該都道府県以外の都道府県の区域内にあるときは、当該都道府県知事が農林水産大臣又は他の都道府県知事に対してその内容を報告することとされているところ、施行令第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事務を行った場合の報告は、それぞれ、別記様式 3 又は様式 4 によるものとする。
2. 農林水産大臣は、施行令第 2 条第 4 項により、法第 3 条第 1 項から第 3 項までに掲げる事務を行った場合であって、農林水産大臣の通知を受けた届出採捕者の特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるときは、当該都道府県知事に対してその内容を通知することとされているところ、当該通知は、別記様式 5 又は様式 6 によるものとする。

第 3 届出採捕者による情報の伝達（法第 4 条関係）

法第 4 条に規定する漁獲番号のうち、施行規則第 10 条第 3 号の譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した 3 桁の番号は、取引実態等に応じ届出採捕者が附番するものであるが、漁獲物の識別や追跡の可能性その他管理の徹底に必要な観点を踏まえ、取り扱う特定第一種第一号水産動植物等の種類を分けて附番するものとする。

第 4 特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関

する情報の伝達（法第5条関係）

1. 法第5条第2項に規定する荷口番号のうち、施行規則第15条第3号の譲渡し又は引渡しをする特定第一種第一号水産動植物等のロットの別等を区別するために表示した3桁の番号は、取引実態等に応じ特定第一種水産動植物等取扱事業者が附番するものであるが、漁獲物の識別や追跡の可能性その他管理の徹底に必要な観点を踏まえ、取り扱う特定第一種第一号水産動植物等の種類を分けて附番するものとする。
2. 輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等については、法第5条第4項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、同項の規定による方法により、当該特定第一種第一号水産動植物等の名称、輸入・養殖特定第一種第一号水産動植物等である旨その他施行規則第14条各号で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならないことについて、留意されたい。

第5 特定第一種第一号水産動植物等に関する取引記録の作成及び保存（法第6条関係）

1. 法第3条第1項の規定による届出を行うことができる団体は、当該団体に所属する特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするものに代わって、これらの特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行うものであるため、「届出採捕者が第3条第1項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合」（法第6条第1項ただし書）については、「届出採捕者が第3条第1項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該団体に対して当該届出に係る特定第一種第一号水産動植物等の譲渡し等をした場合」であることに留意されたい。
2. 関係事業者等の負担軽減や追跡の正確性を担保する観点から、特定第一種水産動植物等取扱事業者は漁獲番号に代えて荷口番号を伝達することができることとした趣旨に鑑み、伝達した荷口番号に対応する漁獲番号の記録の作成・保存（法第6条第2項）については、荷口番号を附番した者に限り適用することとする。このため、当該荷口番号の伝達を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、当該荷口番号を更に他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に対して伝達する際には、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を作成し、保存する義務は生じず、当該荷口番号の記録を作成し、保存を行えば、同項の規定を満たすこととなる。

なお、流通過程において、特定第一種水産動植物等取扱事業者が既に附番されている荷口番号（以下「旧荷口番号」という。）を再編し、新たな荷口番号（以下「新荷口番号」という。）を附番する場合には、上記と同様に旧荷口番号に対応する漁獲番号の記録を作成し、保存する義務はないものの、施行規則第21条の規定に基づき新荷口番号に対応する旧荷口番号の記録を作成し、保存する義務が生じることとなる。

第6 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達（法第7条関係）

1. 特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、法第7条第1項により、自らが採捕した特定第一種第二号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、これらの特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物）の採捕に使用した船舶等の名称その他の同項で定める事項を伝達することとされているが、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の許可を受けた者、同法第69条第1項の免許を受けた者（同法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者を含む。）、当該免許に係る団体漁業権を有する漁業協同組合の組合員又は当該団体漁業権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員が同法第60条第3項に規定する定置漁業又は漁具を定置して営む漁業であつて定置漁業以外のものを営む場合にあつては、当該船舶等の名称に代えて、その許可若しくは免許を受けた者又は当該組合員の氏名若しくは名称又は許可番号若しくは免許番号を伝達することとする。

2. 法第7条第2項及び施行規則第24条の規定により、特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が、スマートフォン等で伝達すべき事項を閲覧することができるウェブページの二次元コード等又は伝達すべき事項を照会することができる個体ごとの識別番号・記号（以下「識別番号等」という。）が記載されたタグ等を、譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を知ることができる方法を相手方に伝達したときは、法第7条第1項の規定による伝達をしたものとみなすことができる。この場合において、当該特定第一種第二号水産動植物採捕事業者は、相手方に確実に情報を伝達するため、移送中等にタグ等が容易に脱落しない方法等により魚体に取り付け、又は貼り付ける必要があることに留意されたい。

第7 特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達（法第8条関係）

1. 輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等については、法第8条第2項の規定により適用する同条第1項の規定に基づき、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受け、又は引き受けた輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、同項の規定による方法により、当該特定第一種第二号水産動植物等の名称、輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨その他施行規則第26条第2号で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならないことについて、留意されたい。

2. 法第8条第3項において準用する法第7条第2項及び施行規則第27条の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者が、スマートフォン等で伝達すべき事項を閲覧することができるウェブページの二次元コード等又は個体ごとの識別番号等が記

載されたタグ等を、譲渡し若しくは引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、若しくは貼り付け、又はその譲受け若しくは引受けに当たって他の特定第一種水産動植物等取扱事業者からタグ等による伝達を受けた特定第一種第二号水産動植物等について、当該タグ等を維持し、かつ、伝達すべき事項を知ることができる方法を相手方に伝達したときは、法第8条第1項の規定による伝達をしたものとみなすことができる。この場合において、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者は、相手方に確実に情報を伝達するため、移送中等にタグ等が容易に脱落しない方法等により魚体に取り付け、又は貼り付ける必要があることに留意されたい。

第8 特定第一種第二号水産動植物等に関する取引記録の作成及び保存（法第9条関係）

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、法第8条第3項において準用する法第7条第2項の規定により伝達した場合の法第9条の規定による取引記録の作成・保存については、譲受け又は引受けと譲渡し又は引渡しとの相互の関係が明らかになるように行う必要がある。このため、特定第一種水産動植物等取扱事業者が、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者からタグ等により伝達を受けた特定第一種第二号水産動植物等について、スマートフォン等で伝達すべき事項を閲覧することができるウェブページの二次元コード等や個体ごとの識別番号等を新たに作成し、これを記載したタグ等により情報伝達を行う場合は、新たに作成した二次元コード等又は識別番号等に対応する、伝達を受けた二次元コード等又は識別番号等の記録を作成し、保存する必要があることに留意されたい。

第9 都道府県知事による勧告又は命令の実施に係る農林水産大臣への報告に係る様式（施行令第2条第5項関係）

都道府県知事は、施行令第2条第5項において、同条第1項本文の規定により同項第3号から第6号までに掲げる事務を行った場合には、その内容を農林水産大臣に対して報告することとされているところ、当該報告は、別記様式7によるものとする。

第10 都道府県知事による立入検査等の実施に係る農林水産大臣への報告に係る様式（施行令第2条第6項関係）

都道府県知事は、施行令第2条第6項において、同条第1項本文の規定により同項第8号又は第9号に掲げる事務（同項第3号から第6号までに掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、その結果を農林水産大臣に対して報告することとされているところ、当該報告は、別記様式8によるものとする。

第11 農林水産大臣による立入検査等の実施に係る都道府県知事への報告に係る様式（施行令第2条第7項関係）

農林水産大臣は、施行令第2条第7項により、地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対して、法第32条第1項の規定により立入検査等を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が法第4条から第9条までの規定を遵守しておらず、又は正当な理

由がなく、法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告に係る措置（施行令第 2 条第 1 項本文の規定により同項第 3 号、第 4 号又は第 6 号に定める都道府県知事がした勧告に係るものに限る。）をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に対して通知することとされているところ、当該通知は、別記様式 9 によるものとする。

第 12 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出（法第 11 条関係）

1. 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出（法第 11 条第 1 項）又は変更（廃止を含む。）（法第 11 条第 2 項）の届出に係る様式は、それぞれ、別記様式 10 又は様式 11 のとおりとする。
2. 農林水産大臣又は都道府県知事は、法第 11 条第 1 項の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出があった場合において、当該届出内容及び提出書類に不備がないとしてこれを受理した場合は、当該届出をした者に対して当該届出に係る 7 桁の番号を通知するものとする。

第 13 適法漁獲等証明書の交付申請に係る様式（法第 13 条関係）

適法漁獲等証明書の交付の申請（法第 13 条第 2 項）に係る様式は、別記様式 12 によるものとする。

また、適法漁獲等証明書の再交付の申請（法第 13 条第 4 項）に係る様式は、別紙様式 13 によるものとする。

第 14 立入検査の実施に際しての身分証明書に係る様式（法第 32 条関係）

施行令第 2 条第 1 項第 9 号の規定により、法の施行に関し必要な場合に、都道府県知事が法の施行に必要な限度において立入検査を行うことができることとしている。

立入検査時の職員の身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式については、「農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について（通知）」（令和 3 年 10 月 22 日付け 3 文第 83 号農林水産省大臣官房文書課長通知）2（2）のとおり、省令等において定めのないものについて身分証明書の統合様式（農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年農林水産省令第 62 号）等に定める様式をいう。以下同じ。）を用いることが可能とされている。施行規則においては、都道府県知事が法第 32 条第 1 項の規定により立入検査を実施する際の身分証明書の様式を規定していないため、都道府県知事が立入検査を行う際には、統合様式を用いて身分証明書を作成することが可能である。

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出書

届出者の氏名又は名称
住所
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物等の種類	
譲渡しの事業を開始しようとする日	

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称
住所
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり変更（又は廃止）を届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
通知された届出に係る番号	
変更した事項 ※廃止の場合は記入不要	
変更（又は廃止）の年月日	
変更の理由 ※廃止の場合は記入不要	

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第3項の規定に基づく農林水産大臣等への報告（新規）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項第1号の規定により、主たる事務所等が当該都道府県以外の区域内にある地域届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第1項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第2項の規定による通知に関する事務を行ったので、施行令第2条第3項の規定に基づき、次のとおり届出に係る内容を報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地	
採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による特定第一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号水産動植物等の種類	
譲渡しの事業を開始しようとする日	
通知した届出に係る番号	

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第3項の規定に基づく農林水産大臣等への報告（変更・廃止）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項第2号の規定により、主たる事務所等が当都道府県以外の区域内にある地域届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定による（変更・廃止）の届出の受理に関する事務を行ったので、施行令第2条第3項の規定に基づき、次のとおり届出の変更又は廃止に係る内容を報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
通知した届出に係る番号	
変更した事項 ※廃止の場合は記入不要	
変更（又は廃止）の年月日	
変更の理由 ※廃止の場合は記入不要	

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第 2 条第 4 項の規定に基づ
く都道府県知事への通知（新規）

主たる事務所等が貴都道府県の区域内のみにある届出採捕者からの特定水産動植物等の
国内流通の適正化等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による届出の受理及び当該届出に係
る同条第 2 項の規定による通知を行ったので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等
に関する法律施行令第 2 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり届出の内容を通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名	
特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事 業に係る事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫 の所在地	
採捕の事業の対象とする特定第一種第一号水 産動植物の種類	
漁業法その他の関係法令の規定による特定第 一種第一号水産動植物を採捕する権限の内容	
譲渡しの事業の対象とする特定第一種第一号 水産動植物等の種類	
譲渡しの事業を開始しようとする日	
通知した届出に係る番号	

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第4項の規定に基づく都道府県知事への通知（変更・廃止）

主たる事務所等が貴都道府県の区域内のみにある届出採捕者からの特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第3条第3項の規定による（変更・廃止）の届出の受理を行ったので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第4項の規定に基づき、次のとおり届出の変更又は廃止に係る内容を通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者の届出をした年月日及び届出先	
通知した届出に係る番号	
変更した事項 ※廃止の場合は記入不要	
変更（又は廃止）の年月日	
変更の理由 ※廃止の場合は記入不要	

農林水産大臣 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第 2 条第 5 項の規定に基づ
く農林水産大臣への報告

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）
第 2 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定により、特定水産動植物等の国内流通の適正化
等に関する法律第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく勧告又は命令を行ったので、
施行令第 2 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- ☐ 法第 10 条第 1 項の勧告
- ☐ 法第 10 条第 2 項の勧告
- ☐ 法第 10 条第 3 項の勧告
- ☐ 法第 10 条第 4 項の命令

勧告又は命令をした届出採捕者、特定第一種水産動植物等取扱事業者又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者の氏名又は名称及び住所	
勧告又は命令をした年月日	
勧告又は命令に係る特定第一種水産動植物等の種類	
勧告又は命令の内容	
その他参考となるべき事項	

農林水産大臣 宛て

都道府県知事 名

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第 2 条第 6 項の規定に基づ
く農林水産大臣への報告

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）
第 2 条第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により、特定水産動植物等の国内流通の適正化等
に関する法律第 32 条第 1 項の規定に基づく立入検査等を行ったので、施行令第 2 条第 6 項の
規定に基づき、次のとおり報告します。

- ☐ 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業
者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求（施行令第 2 条第 1 項第 8 号）
- ☐ 特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業
者に対する立入検査（施行令第 2 条第 1 項第 9 号）

報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立 入検査（以下「立入検査等」という。）を行っ た特定第一種水産動植物等取扱事業者又はそ の者とその事業に関して関係のある事業者の 氏名又は名称及び住所	
立入検査等を行った年月日	
立入検査等に係る特定第一種水産動植物等の 種類	
立入検査等の結果	
その他参考となるべき事項	

都道府県知事 宛て

農林水産大臣

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第 2 条第 7 項の規定に基づく都道府県知事に対する通知

地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対して、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づく立入検査等を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が情報の伝達や取引記録の作成・保存に係る規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて都道府県知事の勧告に係る措置をとっていないと認めたので、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第 2 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

- ☐ 法第 4 条の規定（届出採捕者による情報の伝達）違反
- ☐ 法第 5 条の規定（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第一号水産動植物等に関する情報の伝達）違反
- ☐ 法第 6 条の規定（特定第一種第一号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）違反
- ☐ 法第 7 条の規定（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による情報の伝達）違反
- ☐ 法第 8 条の規定（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における特定第一種第二号水産動植物等に関する情報の伝達）違反
- ☐ 法第 9 条の規定（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引の記録の作成及び保存）違反
- ☐ 法 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告に係る措置をとっていない

報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査（以下「立入検査等」という。）を行った地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所	
立入検査等を行った年月日	
立入検査等に係る特定第一種水産動植物等の種類	
立入検査等の結果	
その他参考となるべき事項	

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書

届出者の氏名又は名称
住所
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条第 1 項に基づき、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
事務所又は事業所の所在地	
特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地	

本書面を施行日前に提出する場合に、施行日に受理されること、また、施行日前に事務的に通知される番号については、施行日以降に通知されたものとして取り扱われることを承諾します。

届出者の氏名又は名称

農林水産大臣又は都道府県知事 宛て

特定第一種水産動植物等取扱事業者の変更・廃止届出書

届出者の氏名又は名称

住所

（法人の場合）代表者の氏名

（代理人による場合）

代理人の氏名

代理人の住所

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 11 条第 2 項に基づき、次のとおり変更（又は廃止）届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をした年月日及び届出先	
特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出に当たり、農林水産大臣又は都道府県知事が通知した 7 桁の番号	
変更した事項 ※廃止の場合は記入不要	
変更（又は廃止）の年月日	
変更の理由 ※廃止の場合は記入不要	

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
（法人の場合）代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 2 項に基づき、適法漁獲等証明書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、

☐ 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと☐ 輸入水産動植物等☐ 養殖水産動植物等

に該当します。

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、

☐ 法第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により伝達すべき事項を特定することができること☐ 輸入水産動植物等☐ 養殖水産動植物等

に該当します。

特定第一種水産動植物等の種類（加工品にあつては、その名称）	
特定第一種水産動植物等の重量又は数量及び容器又は包装の数	
輸出の仕向地及び時期	
輸出を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
輸入を行おうとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
仕入書（インボイス）の識別番号	
搭載予定地	
輸送手段（搭載予定船舶／搭載予定航空機名）	

農林水産大臣 宛て

申請者の氏名又は名称
住所
(法人の場合) 代表者の氏名

適法漁獲等証明書交付申請書（再交付）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第 13 条第 4 項に基づき、以下の適法漁獲等証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

輸出をしようとする特定第一種第一号水産動植物等は、
☐ 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと
☐ 輸入水産動植物等
☐ 養殖水産動植物等
に該当します。

輸出をしようとする特定第一種第二号水産動植物等は、
☐ 法第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により伝達すべき事項を特定することがで
きること
☐ 輸入水産動植物等
☐ 養殖水産動植物等
に該当します。

再交付を求める適法漁獲等証明書の番号	
適法漁獲等証明書を亡失し、又は適法漁獲等証明書が滅失した事情	